

議案第 4 号 上越市中山間地域振興基本条例の制定について、提案理由をご説明いたします。

本日、提案いたしました上越市中山間地域振興基本条例は、平成20年5月、「限界集落、耕作放棄地の増大など多くの課題を抱える中山間地域の再生を図るため、地域資源を活用した産業振興の促進や集落維持機能の強化など、安心・安定をもたらす基盤づくりを検討し、あわせて条例制定について調査研究すること」を目的に設置された「中山間地対策特別委員会」が、約3年間で委員会を27回、条例の策定作業を行う作業部会を14回開催したほか、桑取地区や大島区への現地調査、綾部市や米原市などへの先進地視察、今年の2月と4月に市内9会場で開催した「市民の意見を聴く会」、4月11日から1カ月間実施した「パブリックコメント」など、積極的な調査研究を行い、議会が主体となって取りまとめた、政策に関する条例であります。

さて、一般的に中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指しており、本市では、このような中山間地域が市域の約6割以上という広大な面積を占めています。

この中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、水・空気・食料など、人間や動植物が生きるために必要な恵みを作り出す機能を有しているだけでなく、棚田などの農地が果たしている洪水防止などの多面的な機能を有しています。

すなわち、上流部に位置する中山間地域は、下流域の住民生活を含む、多くの住民の財産、豊かな暮らしを守る役割を果たしている大切な地域であるとともに、そこに住む人たちが、守り伝えてきた郷土芸能やお祭り、農業技術、貴重な伝統文化などが傳承されている地域でもあります。

しかしながら、今、中山間地域では、社会経済構造の変化の中で人口減少や高齢化が進み、限界集落と呼ばれる集落の増加、中山間地域の主な産業である農林業の後継者・担い手などの不足、耕作放棄地の増加など、看過することのできない大きな課題を抱えています。

このままでは、集落の共同活動を含むコミュニティ機能の低下を招くだけでなく、そこに暮らしている人々が、山林などの手入れや農地の管理などが行われてこそ機能する中山間地域の多面的な機能が低下し、ひいては市民全体の安全安心な生活に影響を与えることも懸念されます。

そこで、特別委員会では、中山間地域が持つ多面的な機能が市民の安全・安心な生活に欠かせないものであるとの認識に立って、それらを維持するため、まずは、市民全体が中山間地域の重要性を理解し、市民全体で支えていかなければならないこと、そして、中山間地域に焦点をあてた施策を総合的かつ計画的に行っていくことが重要であるとの考えに至ったところであります。

このたび提案しました条例は、施策などを実施するにあたっての基本理念や市の責務、市民の役割を明らかにし、施策などに関する指針や基本理念にそった取組方針など、市が中山間地域の振興に関する施策を継続的に推進していくための基本となる事項を定めたも

のであって、具体的な事業等を実施する条例ではありません。

まずは、市民全体の共有の財産である中山間地域に目を向け、市長や議会、市民が一体となって中山間地域を支え、守っていくことの決意を現し、この条例にそって様々な施策が行われていくことを明示したもので、まさに、これが中山間地域の振興に向けた第一歩であると考えています。

条例制定後は、条例に沿った各種施策や取り組みを着実に展開するだけでなく、社会経済情勢の変化や地域の実情を的確にとらえた政策を立案し、実施していくことが議会と行政に課された使命であることを申し上げ、本条例の提案理由とさせていただきます。

以上、議員皆様のご賛同を賜りますようお願いいたします。

平成23年6月24日

上越市議会議員 宮崎 政 国
(中山間地対策特別委員会委員長)